

■平成31年4月1日以降に生じた障害の場合

障害の等級と障害見舞金の額及び障害の程度

(単位:千円)

等級	スポーツ 振興センター	安全振興会	障 害 の 程 度
1	40,000	20,000	両眼失明、咀嚼及び言語機能喪失、神経・精神・胸腹部臓器に著しい障害で常に要介護、両上(下)肢を肘(膝)関節以上で喪失、両上(下)肢不随
2	36,000	18,000	1眼失明他眼視力0.02以下、両眼0.02以下、神経・精神・胸腹部臓器に著しい障害で随時要介護、両上(下)肢を手(足)関節以上で喪失
3	31,400	15,700	1眼失明他眼視力0.06以下、咀嚼又は言語機能喪失、神経・精神・胸腹部臓器に著しい障害で終身労務不能、両手の全指を喪失
4	21,800	10,900	両眼視力0.06以下、咀嚼及び言語機能に著しい障害、両耳聴力喪失、1上(下)肢肘(膝)関節以上で喪失、両手全指不随、両足リスフラン関節以上で喪失
5	18,200	9,100	1眼失明他眼視力0.1以下、神経・精神・胸腹部臓器障害で特に軽易な労務以外不可、1上(下)肢を手(足)関節以上で喪失、1上(下)肢不随、両足全指喪失
6	15,100	7,550	両眼視力0.1以下、咀嚼又は言語機能に著しい障害、両耳聴力耳に接しなければ大声を解せず、1耳聴力喪失他耳普通の話声で40センチ、脊柱に著しい変形又は運動障害、1上(下)肢の3大関節中の2関節不随、1手全指又は母指含む4指喪失
7	12,700	6,350	1眼失明他眼視力0.6以下、両耳聴力普通の話声で40センチ、1耳聴力喪失他耳普通の話声で1メートル、神経・精神・胸腹部臓器障害で軽易な労務、1手母指含む3指又は母指以外の4指喪失、1手全指又は母指を含む4指不随、1足リスフラン関節以上で喪失、1上(下)肢に偽関節を残し著しい運動障害、両足全指不随、外貌に著しい醜状、両側の睾丸喪失
8	7,400	3,700	1眼失明又は1眼視力0.02以下、脊柱に運動障害、1手母指含む2指又は母指以外の3指喪失、1手母指を含む3指又は母指以外の4指不随、1下肢5センチ以上短縮、1上(下)肢の3大関節中の1関節不随、1上(下)肢に偽関節、1足全指喪失
9	5,900	2,950	両眼視力0.6以下、1眼0.06以下、両眼に半盲症・視野狭窄・視野変状、両眼の瞼に著しい欠損、鼻を欠損し著しい機能障害、咀嚼及び言語機能に障害、両耳普通の話声で1メートル、1耳聴力耳に接して大声他耳普通の話声で1メートル、1耳聴力喪失、神経・精神・胸腹部臓器障害で相当な程度労務制限、1手母指又は母指以外の2指喪失、1手母指を含む2指又は母指以外の3指不随、1足第1足指を含む2指以上喪失、1足全指不随、生殖器に著しい障害、外貌に相当な程度の醜状
10	4,300	2,150	1眼視力0.1以下、正面視で複視、咀嚼又は言語機能に障害、歯科補綴14歯以上、両耳聴力普通の話声で1メートル、1耳聴力耳に接して大声、1手母指又は母指以外の2指不随、1下肢3センチ以上短縮、1足第1足指又は他の4指喪失、1上(下)肢の3大関節中の1関節に著しい障害
11	3,100	1,550	両眼球に著しい調節機能障害又は運動障害、両眼瞼に著しい運動障害、1眼瞼に著しい欠損、歯科補綴10歯以上、両耳聴力小声で1メートル、1耳聴力普通の話声で40センチ、脊柱に変形、1手示指、中指又は環指喪失、1足第1足指を含む2指以上不随、胸腹部臓器に障害で労務遂行に相当程度支障
12	2,250	1,125	1眼球に著しい調節機能障害又は運動障害、1眼瞼に著しい運動障害、歯科補綴7歯以上、1耳耳殻大部分欠損、鎖骨・胸骨・肋骨・肩甲骨又は骨盤骨に著しい変形、1上(下)肢の3大関節中の1関節に機能障害、長管骨に変形、1手小指喪失、1手示指・中指又は環指不随、1足第2足指喪失、1足第2足指を含む2指喪失、1足第3足指以下3指喪失、1足第1足指又は他の4指不随、局部に頑固な神経症状、外貌に醜状
13	1,500	750	1眼視力0.6以下、1眼に半盲症・視野狭窄・視野変状、正面視以外で複視、両眼の瞼に一部欠損又は瞼はげ、歯科補綴5歯以上、胸腹部臓器障害、1手小指不随、1手母指の指骨一部喪失、1下肢1センチ以上短縮、1足第3足指以下1又は2指を喪失、1足第2足指不随、1足第2足指を含む2指不随、1足第3足指以下の3指不随
14	880	440	1眼瞼一部欠損又は瞼はげ、歯科補綴3歯以上、1耳聴力小声で1メートル、上(下)肢露出面に掌大の醜痕、1手母指以外の指の指骨一部喪失、1手母指以外の指の遠位指節間関節屈伸不能、1足第3指以下の1又は2指不随、局部に神経症状